

居宅介護支援重要事項説明書

第0372700575号

公益社団法人岩手県看護協会指定居宅介護支援事業所東山

居宅介護支援重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1 サービス提供責任者

氏名 小林 郁子

連絡先 公益社団法人岩手県看護協会指定居宅介護支援事業所東山

電話番号 0191-47-3403 (午前8時30分～午後5時)

2 公益社団法人岩手県看護協会指定居宅介護支援事業所盛岡の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	公益社団法人岩手県看護協会指定居宅介護支援事業所東山
所在地	一関市東山町長坂字西本町58番地5
介護保険 指定番号	居宅介護支援(第0372700575号)
サービスを提供 する地域(※)	一関市東山町、一関市大東町、一関市舞川地区

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制

区分	資格	常勤	非常勤	計
管理者(所長)	主任介護支援専門員、看護師	1名		1名
介護支援専門員	主任介護支援専門員、看護師		1名	1名
	介護支援専門員、看護師		3名	3名
事務職員		1名		1名

(3) 業務内容

管理者は、居宅支援事業所の介護支援専門員その他の従事者の管理指定居宅支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

介護支援専門員は、居宅サービス計画書作成にあたり、当該地域における複数の指定居宅サービス事業所に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者及びご家族に提供し、利用者及び家族に選択を求め、居宅サービス計画書の作成を行います。

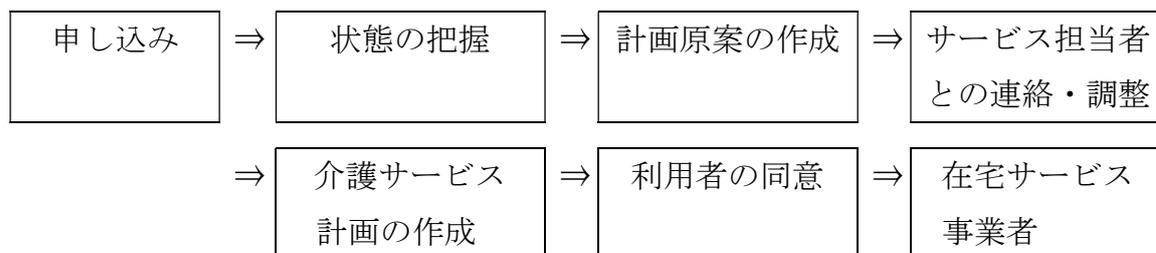
事務職員は、介護給付費等の請求事務及び通信連絡等を行います。

(4) 営業日時

営業日	平日 午前8時30分～午後5時
休日	土曜日・日曜日・祝祭日、8/13～8/16、12/29～1/3

※ 緊急連絡電話 090-7064-0620（夜間、休業日の連絡先です。）

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4 利用料金

(1) 利用者負担額（介護保険適用の場合）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

※ ご契約者が未だ要介護認定を受けていない等の場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

① 居宅介護支援費（1月につき）

算定要件	要介護度状態区分	
	要介護 1・2	要介護 3・4・5
介護支援専門員1人当りの利用者数の数が45人未満である場合又は45人以上である場合において、45人未満の部分	居宅介護支援費 i 1,086単位	居宅介護支援費 i 1,411単位
介護支援専門員1人当りの利用者数の数が45人以上である場合において、45人以上60人未満の部分	居宅介護支援費 ii 544単位	居宅介護支援費 ii 704単位

介護支援専門員1人当りの利用者数の数が45人以上の場合において、60人以上の部分	居宅介護支援費 iii 326単位	居宅介護支援費 iii 422単位
--	----------------------	----------------------

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記単位数の50/100となります。

※ 特定事業所集中減算〔対象サービス（訪問介護・通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護）の範囲に限定し、正当な理由なく特定の事業所の割合が80%を超える場合〕に該当する場合は、上記金額より200単位を減額することとなります。

※ 45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費 ii または iii を算定します。

② 加算

	加算	加算額	算定要件等
要介護度による区分なし	初回加算	300単位/月	① 新規に居宅サービス計画を作成する場合 ② 要支援者が要介護認定を受け、新規に居宅サービス計画を作成する場合 ③ 要介護状態区分が2区分以上変更となり、居宅サービス計画を作成する場合 ④ 当該利用者について過去2ヶ月以上、居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援費が算定されていない場合
	入院時情報連携加算 (I)	250単位/月	利用者が入院した日のうちに、当該病院または診療所の職員に対して利用者の情報を提供した場合（提供方法は問わない、入院日以前の情報提供を含み、営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む）

入院時情報連携加算 (Ⅱ)		200 単位/月	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院または診療所の職員に対して利用者の情報を提供した場合（提供方法は問わない、営業時間終了後に入院した場合であって入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日を含む）
退院・退所加算 (Ⅰ)	イ	450 単位/月	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。
	ロ	600 単位/月	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。
退院・退所加算 (Ⅱ)	イ	600 単位/月	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること。
	ロ	750 単位/月	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。
退院・退所加算 (Ⅲ)		900 単位/月	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。
通院時情報連携加算		50 単位/月	利用者が医師又は歯科医師の

		診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで、ケアプランに記載した場合（月1回を限度）。
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/回	病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅又は地域密着型サービスの利用調整を行った場合（月2回を限度）

(2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 事業の目的

当事業所は、要介護状態及び要支援状態にある方々に対し、適切な居宅介護支援を提供いたします。

(2) 運営の方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- ② 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づく適切な保健・医療・福祉サービスが不特定の事業者から総合的、かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービスが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないようにします。

- ④ 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整及びその他の便宜の提供を行うとともに、介護保険施設への入所を希望する場合にあっては、介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行います。
- ⑤ 事業所の介護支援専門員は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ⑥ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑦ 以上の他、事業所の介護支援専門員は、次のことに留意します。
- ア 利用者及びそのご家族は、計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業者の紹介を求めることが可能であることや、当該事業者を計画に位置付けた理由の説明を求めることが可能であることを説明すること。
- イ 前6か月間に作成した計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの利用割合や、同一事業者によって提供されたものの割合を説明し、理解を得るよう努めること。
- ウ 一部の福祉用具については、貸与又は販売のいずれかを選択できることを説明すること。
- また、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案を行うこと。
- エ 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要があることから、病院等に担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えていただくようお願いすること。

(3) サービス利用に当たっての参考事項

事 項	有無	備 考
調査（課題把握）の方法	○	MDS-HC方式
介護支援専門員への研修の実施	○	随時実施しています
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で、利用者の都合により解約した場合の解約料	×	前記4参照
その他		

6 事故発生時等の対応

- (1) 事業所が利用者に対して行う在宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、事実確認を行うとともに速やかに市町村、ご家族等に連絡を行い、必要な措置を講じます。
- (2) 事故発生の原因や事故防止の対策を講じることで再発防止に努めます。

連絡先	名称・氏名	住所	電話番号
ご家族等	(続柄)		
	(続柄)		
市町村			
主治医			

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保 険 名	あんしん総合保険
補償の概要	居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険

7 非常時の対応

- (1) 訪問前に次の事案が発生した場合は、やむを得ず訪問を中止することがあります。

このような場合は、中止の連絡を差し上げたうえで、追って訪問日時の調整等を行わせていただきます。

 - ① 豪雨・豪雪、台風等の悪天候時や、地震等による自然災害が発生した場合（地震予告警戒警報発令時も含む）
 - ② 他者の健康に影響を与える可能性のある感染症等が利用者や職員の間で発生した場合
- (2) 訪問中に災害等が発生した場合においても、利用者の安全を確認したうえで、訪問を中止させていただくことがあります。
- (3) 感染症や自然災害が発生した場合でも可能な限り在宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び早期の再開を図るため、以下の取組みを行っています。
 - ① 業務継続計画の策定及び見直し
 - ② 研修及び訓練の定期的な実施

8 衛生管理等

- (1) 当事業所は、職員の清潔の保持や健康状態について必要な管理を行うとともに、

事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めています。

(2) 当事業所は、事業所内において感染症が発生し、またはまん延しないよう、以下の取組みを行っています。

- ① 感染症の予防等のための対策を検討する会議の開催
- ② 感染症の予防等のための指針の整備
- ③ 感染症の予防等のための研修及び訓練の定期的な実施

9 サービス内容に関する相談及び苦情の受理

(1) 当事業所の相談・苦情担当窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情受付担当者 吉田 恵美

苦情解決責任者 小林 郁子

電話番号 0191-47-3403

FAX番号 0191-47-3413

受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時

(2) 苦情等を受けた日時、申立人の氏名、申し立ての内容等、必要事項について記録し、対応いたします。

(3) 当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ① 一関市東山支所市民福祉課 0191-47-4530
- ② 一関市大東支所市民福祉課 0191-72-4077
- ③ 一関地区広域行政組合・介護保険課 0191-31-3223
- ④ 岩手県国民健康保険団体連合会 019-604-6700

10 個人情報の保護

当事業所は、業務上知り得た利用者及びそのご家族の秘密を厳守し、個人情報については、サービスの提供以外の目的では利用しません。

また、当該情報を外部に提供する必要がある場合は、あらかじめ文書で同意をいただきます。

11 虐待の防止

(1) 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の取組みを行っています。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する会議の開催

- ② 虐待の防止のための指針の整備
- ③ 虐待の防止のための研修の定期的な実施
- (2) 当事業所は、サービスの提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを関係機関に通報します。

12 ハラスメント等への対応

- (1) 当事業所は、適切な居宅介護支援を提供するために男女雇用均等法等における事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組んでいます。
- (2) 職員に対し、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為や暴力行為、乱暴な言動や誹謗中傷、飲酒の強要等の著しい迷惑行為が行われた場合は、必要に応じて関係機関に相談や協議を行ったうえで、再発防止に向けた話し合い等を行なわせていただきます。

また、その後においても状況の改善が見られず、安全で安心な環境の下でのサービス提供は難しいと判断された場合は、サービスの提供を取り止める場合があります。

13 第三者評価の実施状況

当事業所で提供しているサービス内容等についての第三者の観点からの評価は、行っていません。

14 当事業者の概要

名称・法人種別	公益社団法人岩手県看護協会
代表者氏名	会長 相馬 一二三
所在地	盛岡市緑が丘二丁目4番55号
電話番号	019-662-8213
事業所数	訪問看護ステーション 3か所 二戸市、一関市千厩町、一関市東山町 分室 3か所 軽米町、九戸村、二戸市 指定居宅介護支援事業所 1か所 一関市東山町

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。
利用者・事業者が署名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

【事業者】

事業者 公益社団法人岩手県看護協会
所在地 盛岡市緑が丘二丁目4番55号
代表者 会長 相馬 一二三 印

【事業所】

事業所 公益社団法人岩手県看護協会
指定居宅介護支援事業所東山
所在地 一関市東山町長坂字西本町58番地5
管理者 所長 小林 郁子 印
説明者 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受け、サービスの提供について同意します。

【利用者】

氏名 印
住所

【立会人（署名代行者）】

氏名 印
住所
利用者とのご関係（ ）

(別紙1)

居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス担当者会議を開催し、サービス等の担当者から専門的な見地からの情報を求めます。
 - オ サービス担当者会議をテレビ電話装置等を活用して開催することとし、これに利用者又はその家族に参加していただく場合は、利用者等の同意を得て行うこととします。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、意見を求めた医師に対しては居宅サービス計画書を交付します。

なお、入院中の利用者が退院後に訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションの利用を希望する場合には、入院先の医療機関の医師から意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。

イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

(別紙2)

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、
福祉用具貸与又は販売の利用状況について

① 前6か月間（令和5年9月～令和6年2月）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与又は販売の各サービスの利用割合

訪問介護	11.91%
通所介護	49.22%
地域密着型通所介護	2.03%
福祉用具貸与	63.82%

② 前6か月間（令和5年9月～令和6年2月）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与又は販売の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーセンター東山 50.95%	J Aいわて平泉訪問介護センターいわいの丘 33.97%	たんぼぼ指定訪問介護事業所 11.32%
通所介護	デイサービスセンター東山 47.04%	にこにこプラザひがしやまデイサービスセンター 39.73%	にこにこプラザだいと うデイサービスセンター 9.59%
地域密着型通所介護	リハビリステーションふっと・アップ 66.67%	宅朗所すりさわデイサービス 33.33%	
福祉用具貸与	宍戸家具部 50.71%	アルプスビジネスクリエーション 14.44%	サンメディカル 13.03%

上記内容について説明を受けました。

令和 年 月 日

(署名)